

島根県雲南市 地域おこし協力隊(森林の恵みコーディネーター)
募集要項

島根県雲南市では、都市部の人材を活用し、地域力の維持・強化を図ることを目的に「地域おこし協力隊」を募集します。
本事業は、総務省の「地域おこし協力隊」制度を活用して、都市部の人材(以下「協力隊員」)を地域で受入れることにより、都市等で培ったスキルや暮らしを活かした地域活性化などの効果を期待しています。
今回募集する協力隊員は、委託型地域おこし協力隊として、スキルや経験を活かして製材・木製品等の商品開発企画・営業・PR活動による販路開拓に取り組んでいただきます。

勤務場所	島根県 雲南市
募集人数	1名
事業概要 (活動内容)	雲南市の林業活性化には、伐った木を販売しその原資を森林整備に充てる経済の循環が必要で、まずは、出口対策として木製品等の商品開発企画・営業・販売管理など木製品の販路拡大の取組を基に、新たなビジネスモデルの確立も目指しています。 取組んでいただきたいのは、 (1)製材・木製品等の商品開発企画・販売・PR活動による販路開拓 (2)林業事業体間、製材所、木工所等の調整、サポート
募集対象	3大都市圏内の都市地域若しくは一部条件不利地域又は政令指定都市に在住の方で、雲南市に住民票を移動し、令和5年5月以降、移住・勤務できる方 ※「3大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。 ※「条件不利地域」とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村で、「都市地域」とは、これに該当しない市町村です。①過疎地域自立促進特別措置法(みなし過疎、一部過疎を含む)、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法
身分	雇用契約なしで個人事業主として活動
委託期間	令和5年8月1日(予定)～令和6年3月31日。 ※採用の日から令和6年3月31日までを一区切りとし、年度更新により最大3年まで延長可(実績により更新)。
活動時間	毎月20日×8時間分の時間を予定。活動日誌、状況報告書を毎月提出していただきます。
委託料	月額最大225,000円(税込) ※活動費は補助金として別途支給
待遇	雇用契約がないため、厚生福厚はありません。国民健康保険および国民年金は自己加入となります。(副業も可能)活動に必要な経費を予算の範囲内で補助金として交付します。※申請・交付の手続き必要あり。
応募方法	指定の応募用紙に住民票を添付し、下記住所まで郵送または持参して下さい。 提出先 〒699-1392島根県雲南市木次町里方521番地1 雲南市役所 農林振興部 林業振興課 応募〆切:令和5年6月9日(金)午後5時00分 ※〆切期限までに提出先まで応募用紙が届いていることが必要です。
選考方法	【一次選考】書類審査 【二次選考】一次選考合格者を対象に、二次選考試験(面接試験等)を雲南市役所で行います。 二次選考試験の日程等は一次選考結果に併せて通知しますが、6月24日(土)または25日(日)を予定しています。
留意事項	上記面接又は着任に係る交通費又は引越し費用等は個人負担とします。
その他	応募から採用までのスケジュール(イメージ) 応募期間 :5月1日(月)～6月9日(金) 一次選考結果通知 :(予定)6月14日(水)発送及びメール通知 二次選考 :(予定)6月24日(土)または25日(日) 二次選考結果通知 :(予定)6月28日(水)発送及びメール通知 移住に向けた準備期間:(予定)6月29日(木)～7月28日(金) 移動・引越し :(予定)7月29日(土)～7月31日(月) 着任(仕事開始) :(予定)8月1日(火)～
お問い合わせ	〒699-1392 島根県雲南市木次町里方521番地1 雲南市役所 農林振興部 林業振興課 担当:内田、山本 電話:0854(40)1056 FAX:0854(40)1059 E-mail: ringyoushinkou@city.unnan.shimane.jp 活動内容や移住についての相談は個別に承ります。 お気軽にお問い合わせください。